

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学不正防止計画

平成27年 3月16日
 改正 平成29年 7月 1日
 改正 令和 3年 6月24日
 改正 令和 4年 3月23日
 改正 令和 5年 3月15日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用を防止するために、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、公的研究費不正防止計画をここに策定し、公表する。

本計画については、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」に基づき策定したものであり、本学における不正を発生させる要因・問題点を把握した上で、明確な目標をもって取り組むものである。

本計画については、新たな不正発生要因・問題点を把握した場合等、必要に応じ、見直しを行う。

1. ルールの明確化・統一化

不正発生要因・問題点	対応する不正防止計画	担当責任部署
ルールと実態が乖離している。（例外処理の常態化など）	ルールと実態が乖離していないか、モニタリングの一環として、点検を行い、問題があれば周知や改善等の対策を行う。また、例外処理は極力これを認めないこととし、やむを得ず例外処理を行う際は、必ず関係部署と協議の上、書面にて記録する。記録した例外処理の発生要因を分析し、必要に応じて周知や改善を行う。	○会計課、施設管理課、研究推進課、研究資金戦略課

2. 職務権限の明確化

不正発生要因・問題点	対応する不正防止計画	担当責任部署
決裁手続きにおける責任の所在が不明確である。	責任の所在が不明確にならないよう、規則等で職務分掌を明確に定める。	○会計課、施設管理課、研究推進課、研究資金戦略課
職務権限の理解が不足している。	公的研究費の運営及び管理に関わる者に対して、教員発注を行う際の権限と責任等を含めたコンプライアンス教育を行う。	○会計課、コンプライアンス推進責任者

3. 関係者の意識向上

不正発生要因・問題点	対応する不正防止計画	担当責任部署
関係者がルールをどの程度理解しているか把握していない。	コンプライアンス教育の際に理解度調査を行い理解度を把握する。	○会計課、コンプライアンス推進責任者

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因・問題点	対応する不正防止計画	担当責任部署
予算執行状況が把握されていない。	発注する際には、事前に、財務会計システムに支出財源の特定を含む購入依頼の入力を行い、予算執行の状況を定期的に把握する。	○研究推進課、研究資金戦略課、会計課
予算執行状況が研究計画と合ったものとなっていない。	予算執行状況が研究計画と合ったものになっているか確認する。 また、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。	○研究推進課、研究資金戦略課
同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏りがある。	業者に対し、不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底する。 また、一定の取引実績のある業者に対し、不正に関与しないことを盛り込んだ誓約書の提出を求める。	○会計課
検収業務や事後抽出による物品確認が不十分である。	検収の際は、必ず、財務会計システムから出力される購入依頼と現物の突合を行う。 検収体制（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務の検収についても含む）について明確なルールを定め、かつ、モニタリングの一環として、検収業務がルール通り行われているか確認する。 また、換金性の高い物品について、転売や私的利用のリスクを考慮し、一定数を抽出して確認を行う。	○会計課、施設管理課、コンプライアンス推進責任者
非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せになっている。	採用時に勤務条件の説明を行うほか、出勤簿は必ず事務室に置く等、事務職員が日々の勤務状況確認等の雇用管理ができる体制にする。学生を雇用する場合には、勤務時間について学生の学修に配慮するよう教員に周知する。また、モニタリングの一環として、定期的に一定数を抽出し、非常勤雇用者の勤務状況の確認を行う。	○人事労務課、共通事務管理課、コンプライアンス推進責任者
謝金の事実確認が不十分である。	謝金の確認表については、従事者欄、実施責任者欄を本人の自筆とすることで、事実確認を行う。 また、モニタリングの一環として、定期的に一定数を抽出し、従事者への確認を行う。	○会計課、共通事務管理課、コンプライアンス推進責任者

出張の事実確認が行える手続が不十分である。(二重払いのチェックや用務先への確認など)	旅行命令伺作成部署にて、旅行命令伺作成の際に二重払いのチェックを行う。また、出張報告書に宿泊先、面談者を記載することとし、宿泊証明書等により、宿泊の事実確認を行う。モニタリングの一環として、定期的に一定数を抽出し、宿泊先、面談者の確認を行う。	○会計課、旅行命令伺作成部署、コンプライアンス推進責任者
--	---	------------------------------

5. 情報発信の推進

不正発生要因・問題点	対応する不正防止計画	担当責任部署
公的研究費の不正への取り組みに関する本学の方針の周知が不十分である。	基本方針、行動規範、管理・運営体制、関係規則、不正防止計画、相談窓口、通報窓口、及び取引停止処分について、ホームページに掲載することで学内外に周知する。 また、取引業者に対して、公的研究費の不正への取り組みに関する本学の方針を記載したチラシを会計課窓口に設置し配布する。	○会計課

6. モニタリング体制の整備・実施

不正発生要因・問題点	対応する不正防止計画	担当責任部署
不正防止計画に基づくモニタリング体制の整備・実施が不十分である。	不正防止計画に基づくモニタリングについては、担当責任部署が主体的に実施する。また、モニタリングの実施状況の確認は不正防止推進委員会が行う。	○監査室、会計課、全担当責任部署

「担当責任部署」における○の部署が「対応する不正防止計画」の取りまとめを行う。